

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 31 年4月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

3件

国 民 年 金 関 係

3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800365号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900001号

第1 結論

昭和61年4月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和61年4月から同年9月まで

私は、請求期間について、国民年金保険料の免除申請の手続を行ったとして訂正請求を行ってきたが、年金記録の訂正は認められなかった。

再度、厚生局で調査を行い、請求期間を申請免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者が昭和61年度当初の4月から国民年金保険料の免除の承認を受けるには、当該年度の7月までに申請免除手続を行う必要があったところ、請求者の請求期間直後の昭和61年10月から昭和62年3月までの期間は申請免除期間となっており、当該申請免除は、昭和61年12月4日に申請が行われ、同年12月24日に処理されていることがオンライン記録により確認でき、当該記録に不自然さはみられない上、昭和61年12月時点では、請求期間の国民年金保険料の申請免除を行うことはできないこと、ii) 請求者が請求期間の国民年金保険料の申請免除手続を行ったとすれば、請求者は、昭和61年7月までに申請免除を行ったことになるが、この場合昭和61年4月から昭和62年3月までの1年分の申請免除を行うことが可能であり、昭和61年度の国民年金保険料の免除の承認を受けるには、1回の申請免除手続で足りるにもかかわらず、昭和61年12月に当該年度の一部である昭和61年10月から昭和62年3月までの期間の国民年金保険料の申請免除手続を行ったとは考えにくいこと、iii) 請求者は、請求期間の申請免除手続を何月頃に行ったか、全く覚えていないと陳述しており、請求者が昭和61年7月までに申請免除手続を行い、承認を受けていたと推認することができないことなどから、既に平成28年10月20日付け、平成30年7月18日付け及び同年10月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、4回目の訂正請求を行っているものであるが、請求期間に係る請求者の国民年金保険料の免除に関して新たな事情は見当たらない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料を含めて改めて検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800393号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900002号

第1 結論

平成2年*月及び平成19年1月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成2年*月
② 平成19年1月から同年6月まで

私は、これまで2回、請求期間が国民年金保険料の充当期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料を毎月きちんと納めていたことは間違いない。

国が管理するオンライン記録の信憑性は低いと思われるので、オンライン記録に頼らない精査を行い、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、送付されてきた納付書により月々納付した旨主張しているが、i) オンライン記録によると、請求期間①及び②は、いずれも約2年後となる平成4年*月及び平成21年2月に、厚生年金保険加入中にもかかわらず納付した請求期間以外の期間の国民年金保険料を充当した期間として記録されており、納付金額と充当金額の差額については、金額に誤りはなく還付による支払処理が行われていることが確認できること、ii) 請求期間②については、オンライン記録によれば、請求者は、平成14年10月11日の国民年金資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失は平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間②を含む平成14年10月から平成20年6月までの期間は、国民年金未加入期間とされ、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 請求者は、国民年金保険料に係る納付金額及び納付場所に係る記憶がない旨陳述している上、請求期間①直後の期間並びに請求期間②の直前及び直後の期間の国民年金保険料は未納であることなどから、既に平成28年11月7日付け及び平成29年3月1日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関

東信越厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料を送付されてきた納付書で、毎月銀行で納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800373号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900003号

第1 結論

昭和62年10月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和62年10月から昭和63年3月まで

私は、会社を退職した昭和62年10月に、A市役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、市役所の1階に納税窓口が有人で設置されていたことから、請求期間の国民年金保険料を当該窓口で毎月定期的に納付していた。

請求期間当時、近所でアルバイトをしていたので、市役所に立ち寄る事は苦でなかった。

請求期間の国民年金保険料の納付が証明できる書類は残っていないが、保険料を支払った事は事実なので、請求期間について調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のオンライン記録によれば、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)に係る国民年金被保険者資格記録は、平成6年2月2日に入力処理されている上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、上記以外に別の国民年金番号が、請求者に対して払い出されていた形跡は見当たらない。

また、上記入力処理は、請求者に係る国民年金第3号被保険者資格の取得年月日(平成5年12月29日)を契機としていることから、請求者は、第3号被保険者資格を取得するために、平成6年1月頃に初めて国民年金の加入手続きを行ったことが推認でき、会社を退職した昭和62年10月に、国民年金の加入手続きを行ったとする請求者の主張と符合しない。

さらに、上記国民年金の加入手続き時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、オンライン記録では、請求期間は、国民年金の未加入期間であることが確認できる。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。